

# 輸入貨物に係る関税等に課される加算税の見直しについて

December 2016

## **In brief**

関税法等 2016 年度の改正について 2017 年 1 月 1 日以降適用される「関税及び輸入品に対する内国消費税等に課される加算税の見直し」の具体的内容が公表されました。また 2015 年度実施の事後調査の結果によると、申告漏れ課税価格が前年を上回っています。これらの法改正および事後調査結果から、税関は規制や調査を厳格に行うことで、輸入者による当初納税申告の適正化および自主的な修正申告の履行を高めようとしていることが読み取れます。本ニュースレターでは、税関による日本の輸入者への要求、散見される輸入者が見落としやすい修正要素、および輸入者が法令を遵守し将来的リスクを管理するための対応策についてご紹介いたします。

## **In detail**

### 1. 事後調査の事前通知の翌日以後における加算税の取扱いの変更

関税法等の 2016 年度改正について、「関税及び輸入品に対する内国消費税等に課される加算税の見直し」の詳細な内容が、10 月下旬に公表されました。従来、修正申告を行うにあたって、その修正申告が事後調査のあったことにより更正があるべきことを予知したのではない場合、当該修正申告に対して過少申告加算税は課さないものとされていたものが、原則 2017 年 1 月 1 日以降に輸入が許可された申告に対する修正申告のうち、調査の通知がされた日の翌日以後、更正を予知した日（一般的に、実際に調査が実施される日）前に行われた修正申告については、過少申告加算税が新たに 5% 課されることとなります。また無申告加算税についても、更正があるべきことを予知したのではない場合、課される税率が現行では 5% ですが、調査の通知日後に課されるものについて、新たに 10% が課されるようになります。

この度公表された詳細によると、上記の運用にあたっては、調査通知日以前に税関に修正申告に関して相談又は修正申告入力控を税関に提出していた場合であっても、調査通知日の翌日以後、更正予知日前に修正申告を行ったときは同様に加算税を課すものとしています。すなわち、事前に税関に対して修正申告を行う意思表示をしていた場合であっても、実際に修正申告を行った日が調査通知日以後であれば、少なくとも 5% の過少申告加算税の対象となります。

### 2. 輸入事後調査の実施状況

2015 事務年度(2015 年 6 月～2016 年 6 月)に実施された輸入申告に係る税関による事後調査の結果によると、調査対象者は合計で 4,302、前年比 121.4% と増加傾向にあります。

輸出入者であれば誰でも調査の対象となり得ますが、輸出者に対して行われる調査が、法令に沿った適正な輸出管理体制や通関処理体制が確立されているかの確認する目的であるのに対し、輸入者に対して行われる調査は、輸入貨物の通関後の税務調査が主とした目的となっています。

大規模で悪質な脱税行為を行っていると思われる際に行われる犯罪捜査に準ずる調査(犯則調査)である場合を除き、原則、事前に税関から事後調査を行う旨の通知が輸入者宛に行われます。日程を決めるに当たっては、ある程度会社の事情を考慮した上で、実地調査が凡そ3日から5日(又は5日超)をかけて行われます。調査によって申告の誤りなどが指摘され納税額が不足している場合は、不足分の納税に加え、過少申告加算税または無申告加算税が課されます。なお課税標準や納付すべき税額の基礎となる事実について隠ぺい、偽装などの悪質な脱税行為が見られる場合には、重加算税が課されることになります。

2015年事務年度分の調査実績においては、調査対象者のうち約7割にあたる2,977件に対して課税価格の申告漏れや、適用税率の誤りなど申告内容の不備を指摘されており、また申告内容の誤り等により増加した課税価格は約1,521億4千万円前年比140.5%、それに係る追徴課税額は145億9千万円に上っています。

### 3. 追徴課税や加算税の対象になりやすい要素

改正法の運営方法および輸入事後調査の実施状況から、税関は取り締まりを強化することで、輸入者に対して、適正な納税申告、および自主的な修正申告をより一層強く求めるようになると考えられます。

調査結果における事例および私どもの経験から、特に申告の誤りが多い要素として、遡及的な価格調整金(移転価格調整に基づくものを含む)、申告に含まれていない課税対象のロイヤルティ等、輸入申告の時点とは別に支払いを行った費用で課税価格に加算すべきものが挙げられます。今年度の事例では調整金での課税価格が2年間の取引で約200億の増額、追徴課税も比例しておよそ11億7千万円になったものがありました。

その他、輸入品を製造するために事前に輸入者から輸出者に、直接または間接的に無償で提供された材料に係る価格についても申告漏れが起こりやすい要素です。今年度の事例においても、無償で提供された材料を申告価格に含んでいなかったことから、課税価格が約9億円の増額、追徴課税は約7.5千万円にまでなるものがありました。

また、課税価格のみならず、関税率を決定するために輸入時に付与された関税分類番号(HSコード)が誤っている場合や、充足すべき条件を満たしていないにも関わらず特惠税率が適用されている場合等も散見されます。

### 4. 輸入者として行うべきこと

いかなる場合においても、法令を遵守していないことにより発生した申告漏れについては修正申告を行う必要があります。従って輸入者としては、現状のビジネスにおいて関税上どのようなリスクが存在するかを認識し、特に以下の点について確認、検証を行うことが望ましいと考えられます。

- (a) 移転価格調整金発生の有無
- (b) 申告に含まれていないロイヤルティの有無
- (c) 上記調整金またはロイヤルティが課税対象となるか否か
- (d) 無償にてまたは割引価格にて提供された貨物等の価値が輸入申告に含まれているか
- (e) 適用される関税率およびHSコードの設定が適切か否か

確認の上遡及的に申告税額を改める必要があると認められるものについては、速やかに税関に対して修正申告を行う必要があります。

また課税価格に影響を与える支払等が将来的にも発生する見込みがある場合、課税価格について包括評価申告を行うことを検討することも考えられます。別払い等により通常申告書に添付される仕入書等のみで課税価格の計算の基礎を明らかにできないものについては、包括評価申告書を税関に提出することにより、一定期間内における同一の輸入取引に係る課税価格の計算方法を先立って申告することができるため、上述の法改正後において加算税を課されるリスクを軽減することができます。

## ***How we can help***

本ニュースレターは、PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd. 日本支店により作成されました。私どもを含むアジアにおける WMS (Worldtrade Management Services) ネットワークは、税関当局出身者や会計士等の経験豊富なメンバーにより構成され、PwC のメンバーファームとしてアジア地域において、関税および国際貿易に関するコンプライアンスおよび戦略的プランニングについてサービスを提供しております。

私どもは、クライアントにおける関税のリスクの包括的な評価から、遡及的な移転価格調整またはロイヤルティ支払等により生じる企業の自主的な修正申告および包括評価を含む関税評価の問題に係る将来的な解決策を、法令遵守とコスト管理の両立を望まれる数多くのクライアントに対して提供した実績があります。

私どものサービスはクライアントの個別のご要望に沿えるよう、都度アドバイスを提供するものから、現状のリスクを包括的に評価する「ヘルスチェック」、更には修正申告や包括評価申告等の手続きに係る一連のサポートまで多岐にわたります。

## ***Let's talk***

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、下記までお問い合わせください。

### **PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.**

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2844 (代表)

[www.pwc.com/jp/customs](http://www.pwc.com/jp/customs)

ディレクター

Howard Osawa

03-5251-6737

[howard.h.osawa@pwc.com](mailto:howard.h.osawa@pwc.com)

シニアアドバイザー

高橋 敏雄

03-5251-2724

[toshio.t.takahashi@pwc.com](mailto:toshio.t.takahashi@pwc.com)

シニアマネージャー

松尾 晶

03-5251-2372

[akira.a.matsuo@pwc.com](mailto:akira.a.matsuo@pwc.com)

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 223,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2016 PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd. 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームであるプライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。